

教員会議（2107回）・研究科委員会（555回）議事要録

日 時：令和3年10月13日（水）13時30分～16時10分

場 所：大会議室

※教員会議開始前に学類・研究科FD推進会議が開催された。

【確認事項】

「教員会議第2105回、研究科委員会第553回（案）」、

「教員会議第2106回、研究科委員会第554回（案）」について、確認された。

◆教員会議◆

【審議事項】

1. 人事について：

(1) 今後の人事計画について（資1一回収）

①令和4～6年度の人事計画について

学類長から、各専攻等から提出された令和4～6年度の人事計画を人事委員会において審議するにあたり、来年度以降の新しい人事制度について役員会からは提示されていないが、課程認定上必要な最低限の人数を維持しなければならず、教職大学院においても同様であるため、今回は提出された人事計画の中から必要最小限の範囲で認めることとした検討方針について説明があり、その結果について、資料に基づき以下のとおり説明提案があった。

令和4年度人事計画について、

- ・橋本美智子准教授の後任准教授採用(県教育委員会交流人事(2年間))、佐藤和彦特任教授の後任特任教授採用、村上正義特任教授の2年間延長(R5大学院担当なし)、斎藤幸男元特任教授の後任特任教授採用、鈴木裕美子特任教授の後任特任教授採用、渡辺隆元教授の後任特任教授採用

令和5年度人事計画について、

- ・齋藤美智子特任教授の2年間延長、野木勝弘特任教授の1年間延長、安部郁子特任教授の後任特任教授採用、片寄一特任教授の1年間延長、耕田惣男特任教授の1年間延長、菅家礼子特任教授の2年間延長、中田スウラ特任教授の2年間延長、小檜山宗浩特任教授の2年間延長、太田孝特任教授の後任特任教授採用、瀧口和也特任教授の1年間延長(R5大学院担当なし)、松下行則教授の後任特任教授採用、平中宏典准教授の教職実践専攻への異動、高橋純一准教授の教職実践専攻への異動

令和6年度人事計画について、

- ・片寄一特任教授の後任特任教授採用、野木勝弘特任教授の2年間延長及び教職実践専攻への異動、橋本美智子准教授後任者の後任准教授採用(県教育委員会交流人事(2年間))、小川裕特任教授の1年間延長、相原義弘特任教授の1年間延長、生島浩特任教授の2年間延長、内藤良行特任教授後任特任教授の2年間延長、佐藤和彦特任教授後任特任教授の2年間延長、斎藤幸男元特任教授後任特任教授の2年間延長、鈴木裕美子特任教授後任特任教授の2年間延長、渡辺隆元教授後任特任教授の2年間延長

これに対し、人事計画要望が認められなかった理由を明確に説明してもらいたい、再検討してもらいたい、役員会から示された正規教員の研究科の異動について全学との関係・その理由を丁寧に説明してもらいたい、等々の意見が出され、意見交換の後、今回の提案は現時点での判断であり認められなかった人事計画について今後を縛るものではなく、新しい人事制度の下で令和5年度に再

検討することを資料にも付記し教員会議として確認することとし、承認された。

引き続き、今回の人事計画を教育研究院会議に諮り承認されれば具体的に人事を進めていくこととなる旨、補足があった。

②教科教育法2名体制の見直しについて

学類長から、これまでは教科教育法2名体制（専任1名、特任1名）で対応してきたが、この体制を維持していくことが厳しい状況となってきたため、見直す検討を始めることとしたい旨提案があり、承認された。

③教科教育学担当教員の教職大学院の異動について

学類長から、教科教育学担当教員と教職大学院との間で合意が得られた場合は、順次教職大学院へ異動する体制を整えていくための検討を始めることとしたい旨提案があり、承認された。

2. 学類長：

(1) 「人間発達文化学類研究専念期間制度実施の申し合わせ」の一部変更について（資2）

学類長から、標記について資料に基づき説明提案があり、以下のとおり一部修正することとし、承認された。

「・・・研修後にその成果を公表ないし還元しうる教員に対して取得を認めることとしているため、退職年度及びその前年度については、認めないこととする。

ただし、人事委員会が認めた場合は、退職年度については前期（4月～9月）、その前年度については1年以内について認めることとする。・・・」

↓

「・・・研修後にその成果を公表ないし還元しうる教員に対して取得を認めることとする。

ただし、退職年度及びその前年度については、人事委員会が認めた場合は、退職年度については前期（4月～9月）、その前年度については1年以内について認めることとする。・・・」

3. 教務委：

(1) 令和3年度非常勤講師計画の変更について（資3）

半沢委員長から、標記について資料に基づき変更点について説明提案があり、承認された。

【報告事項】

1-1. 教育研究評議会：第367回(9/28) 資料：「福島大学会議運営サイトを参照」

(審議事項)

(1) 第4期中期目標・中期計画（素案）の修正について

(2) 全学カリキュラムポリシーの改正について 【意見聴取】（〆切10/14(木)10:00まで）

(3) 大学院学則の改正について（戻り報告）

(4) 大学院の改革について

1-2. 教育研究評議会：第368回(10/5) 資料：「福島大学会議運営サイトを参照」

(審議事項)

(1) 大学院の改革について

(報告事項)

(1) 書面主義・押印原則・対面主義の見直しについて

(2) 大学機関別認証評価に係る訪問調査における面談対象者の選出について

(3) 教職大学院認証評価における訪問調査の日程等について

(4) 役員給与規則の一部改正について

(5) 就業規則の一部改正について

2. 運営会議：第165回(10/12) 資料：「福島大学会議運営サイトを参照」

(1) 勤務時間申告書の提出について

(2) 大学院の改革について

(3) その他

①電気・ガス・水道使用量について（9月分）

3. 危機対策本部会議

学類長から、第75～78回の会議内容について説明報告があった。

4. 基盤教育委：

(1) 2021年度非常勤講師計画の変更について（資5）

水澤委員から、標記について資料に基づき報告があり、了承された。

5. 教務委：

(1) 学生の異動（休・退学）について

半沢委員長から、休学者2名・退学者1名について報告があり、了承された。

6. 実習運営委：

(1) 令和3年度教育実習日程の変更について（資6）

中畑委員長から、標記について資料に基づき報告があり、了承された。

7. 学類長：

(1) 令和4年度研究専念期間制度適用者の募集結果について

学類長から、標記について9月末まで申請を受け付けていたところ、松下行則教員（R4.4.1～9.30）・新井浩教員（R4.4.1～R5.3.31）・中村恵子教員（R4.4.1～R5.3.31）の3名から申請があり、人事委員会で検討した結果、申し合わせでは「適用を受ける教員数は2名以内とする」となっているが、ただし書きの「特別な事情が生じた時は、その人数を増減することができる」を適用し、3名を認めることとした旨報告があり、了承された。

(2) 令和4年度外地派遣研究員の募集結果について

学類長から、標記について9月末まで申請を受け付けていたが、応募者がなかった旨報告があった。

(3) 福島大学と山形大学の教育連携について

学類長から、標記について4科目の要望が出され山形大学へ提示し、山形大学からは3科目について連携したい旨連絡があり、今後詳細を決めていくこととなる旨報告があった。

◆研究科委員会◆

【審議事項】

1. 教務委：

(1) 研究指導教員の変更について（資4）

半沢委員長から、標記について資料に基づき説明提案があり、承認された。

(アナウンス)

① 2022年度のアドバイザー教員の選出依頼について（学生生活委）

標記について、選出願いたい旨のアナウンスがあった。

② 学生生活実態調査について（資7）（学生生活委）

標記について、資料に基づきアナウンスがあった。

次回の教員会議は、令和3年10月27日（水）13：30～（判定：大学院）開催することとした。